

建物の解体・造成工事をする前には、水道メーターの設置有無の確認をお願いします。

解体工事等をされる場合は、次のことを確認してください。

●敷地内の水道メーターの有無のチェック

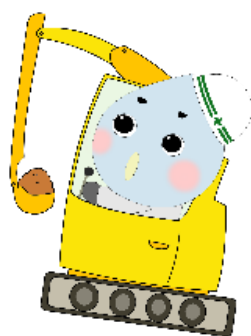
- ① **水道メーターがある場合**…水道メーターの破損、紛失の恐れがあるため、水道メーターの取り外しの手順をお願いします。水道局へ連絡いただくと取り外しに伺います。
- ② **水道メーターがない場合**…止水栓までは水が通っているため解体等で配管を破損させないようにしてください。適正な工事をされないと止水栓の破損、水漏れの原因となり、修理をお願いすることになります。

※解体工事等をされる場合は、水道設備の適正な工事を行っていただくため、**事前**に米子市水道局指定給水装置工事事業者（指定工事店）へ必要な工事を依頼してください。

敷地内の配管や水道メーターの設置状況がわからない場合は、水道局へ連絡してください。

また、解体工事等に水道を使用する場合は、開栓の手続きが必要です。使用される3～4日前に水道局に連絡をお願いします。

※メーターが取り外してある場合は、開栓に日数が必要となる場合があります。



- ・お問合せ
営業課計量担当
電話 0859-32-9916
- ・お問合せ時間
土、日、祝日除く平日
午前8時30分～午後5時15分